

居宅支援契約書

様（以下、「利用者」といいます）と、さくうん居宅介護支援事業所（以下、「事業者」といいます）は、事業者がご利用者に対して行う居宅介護支援について、次のとおり契約します。

（目的及び内容）

第1条 事業者は、利用者様の委託を受け、介護保険法令の趣旨にしたがって、居宅において自立し日常生活を営むことが出来るよう支援することを目的として、利用者にかかる居宅サービス計画の作成、また利用者に対し当該居宅サービス計画に基づく指定居宅サービス等の提供が確保されるようサービス提供事業者との連絡調整その他の便宜を図ります。

（契約期間）

第2条

- この契約は令和 年 月 日に開始し、利用者の要介護認定の有効期間が本契約開始の日以降最初に満了する日に終了します。
- 本契約の終了の日までに利用者から事業所に対し契約終了の申し出がない場合、本契約は本契約終了の翌日から要介護認定の有効期間が満了するまでは自動更新されるものとします。

（介護支援専門員）

第2条 事業者は、介護保険法に定める介護支援専門員を利用者にかかる居宅介護支援を担当する者として任命し、その選定又は交替を行った場合は、利用者にもその氏名を通知します。

（居宅サービス計画作成の支援）

第4条 事業者は、次に定める事項を介護支援専門員に担当させ、利用者との合意のもとで居宅サービス計画の作成を支援し、その写しを交付します。

- 利用者の居宅を訪問し、利用者およびその家族に面接して情報を収集し、利用者が居宅サービスを利用することにより解決すべき課題を把握します。
- 利用者が自らの意思で適切なサービスを利用できるよう、指定居宅サービス事業者等の提供するサービスの内容、利用料等の情報を適切に利用者及びそのご家族に提供します。
- 利用者の利用に供するにあたっての各サービスの目標、当該目標の達成時期、サービスを提供するうえでの留意点等を盛り込んだ居宅サービスの原案を作成します。
- 居宅サービス計画の原案に記載した指定居宅サービス等について、その種類、内容、利用料等について利用者およびその家族に説明し、文書による同意を得ます。
- その他、居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行います。

（経過観察、再評価）

第5条 事業者は、担当者を選定し、担当介護支援専門員が次に定める事項を行います。

- 原則として、毎月1度居宅を訪問し、利用者およびその家族と面接し、利用者の状態および利用者に対するサービス提供の状態等の経過の把握に努め、再評価を行います。なお、前記の再評価の結果等に基づき、居宅サービス計画の変更、要介護認定区分変更申請等が必要な場合は適切な支援を行います。
- 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。

（介護保険施設の紹介等）

第6条 事業者は、ご利用者が介護保険施設への入所を希望した場合、利用者にも介護保険施設の紹介等その他の支援を行います。

（居宅サービス計画の変更）

第7条 利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画を変更します。

（給付管理）

第8条 事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、福島県国民健康保険団体連合会に提出します。

(要介護認定等の申請に係る援助)

第9条

- 1、事業者は、利用者が要介護認定の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるよう利用者を援助します。
- 2、事業者は、利用者が希望する場合は、要介護認定等の申請を利用者に代わって行います。

(サービスの提供の記録)

第10条

- 1、事業者は、本契約に基づく居宅介護支援にかかる指定居宅サービス等の提供に関する記録を作成することとし、これを本契約終了後5年間保管します。
- 2、利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、利用者に関するサービス実施記録を閲覧することができます。
- 3、利用者は、利用者に関するサービス実施記録の複写物の交付を希望により受け付けることができます。
- 4、第12条1項から3項の規定により、利用者または事業者が解約を文書で通知し、かつ利用者が希望した場合、事業者は、直近の居宅サービス計画およびその実施状況に関する書面を作成し利用者に交付します。

(料金)

- 第11条 事業者が提供する居宅介護支援に対するご利用者の料金は、別紙「重要事項説明書」の通りです。

(契約の終了)

第12条

- 1、利用者は、事業者に対して、いつでもこの契約を解除することができます。
- 2、利用者は、事業者が定められたサービスを提供しなかった場合、その他この契約に違反した場合には直ちにこの契約を解除することができます。
- 3、事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、契約終了日の1か月前までに理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除することができます。この場合事業者は当該地域の他の指定居宅介護支援事業者に関する情報を利用者に提供します。
- 4、事業者は、利用者またはその家族が事業者や介護支援専門員に対して、この契約を継続し難い背信行為を行った場合（身体的暴力、精神的暴力、ハラスメント行為、その他の迷惑行為を含む）直ちにこの契約を解除することができます。
- 5、次の事由に該当した場合は、この契約は、自動的に終了します。
 - (1) 利用者が介護保険施設に入所したとき
 - (2) 利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）、要支援1、要支援2の何れかに認定された場合（包括支援センターとの委託契約、事業所との直接契約を行う場合を除く）
 - (3) 利用者が死亡したとき
- 6、事業者はこの契約が終了する場合で、必要があると認められるときは、利用者が指定する他の居宅介護支援事業者、関係機関等への記録の写しを交付する等の引継ぎ等の調整を行います。

(秘密保持)

第13条

- 1、事業者は、業務上知りえた利用者およびその家族に関する秘密については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後、第三者に漏らしません。
- 2、事業者は、担当職員その他従事者であった者が、正当な理由がある場合を除き、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。
- 3、事業者は、あらかじめ文書により利用者の同意を得た場合には、利用者にサービスを提供するサービス事業者との連絡調整その他必要な範囲内で、同意した者の個人情報を用いることができます。

(賠償責任)

- 第14条 事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき理由により、利用者の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

(身分証携行義務)

- 第15条 介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者や利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

(相談・苦情対応)

第16条

- 1、 利用者は、本契約に基づく居宅介護支援および居宅サービス計画書に基づいて提供された指定居宅サービス等に関する苦情がある場合には、事業者、市町村に対して、いつでも苦情を申し出ることが出来ます。また国民健康保険団体連合会に対しても、苦情を申し出ることが出来ます。
- 2、 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにし、苦情の申し出または相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。
- 3、 事業者は、利用者が苦情申し出等を行ったことを理由として何らの不利益な取り扱いをすることはしないものとします。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第17条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置を行います。
- (2) 成年後見制度の利用支援を行います。
- (3) 従業者に対する虐待の防止の啓発、普及するための研修を実施します。
- (4) 虐待防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知を徹底します。

(身体的拘束の適正化に関する事項)

第18条

- 1、 事業者は、サービス提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。
- 2、 やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。

(体調不良、急変時の対応)

第19条 事業者は、サービス提供に際して利用者のけがや体調の急変があった場合には、医師や家族への連絡その他適切な措置を迅速に行います。

(善管注意義務)

第20条 事業者は、利用者により委託された業務を行うにあたっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもってその業務を遂行します。

(本契約に定めのない事項)

第21条

- 1、 利用者と事業者は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。
- 2、 本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、医療法人昨雲会と当事業所の管理者との協議に基づいて定めます。

(裁判管轄)

第22条 利用者と事業者は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意するものとします。

以上のとおり、指定居宅介護支援に関する契約を締結します。
上記契約を証明するため、本書2通を作成し、利用者及び事業者の双方が記名・押印の上、それぞれ1部ずつ保有することとします。

令和 年 月 日

事業者は、サービス提供開始にあたり、上記の通り契約内容及び個人情報取り扱いにおいて説明を行い、交付しました。

<事業者>

事業者名 医療法人 昨雲会

住 所 福島県喜多方市松山町村松字北原3634-1

代表者名 理事長 飯塚 卓 印

<事業所>

事業所名 さくうん居宅介護支援事業所

住 所 福島県喜多方市松山町村松字北原3634-1

管理者名 二瓶ゆう子 印

説明介護支援専門員名 _____印

私は、この契約内容に同意し、サービス利用の申し込みを行います。また、個人情報の使用について、個人情報取り扱い同意書を用いた説明を受け、これに同意し、交付を受けました。

令和 年 月 日

<利用者住所> 喜多方市 _____

<利用者氏名> _____ 印

<代理人住所> _____

<代理人氏名> _____ 印

(利用者との関係 : _____)